

3長第739号  
令和3年12月24日

各介護サービス事業所・施設管理者様

愛媛県保健福祉部長  
(公印省略)

令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における  
介護サービス事業所・施設の感染防止対策支援事業の実施について

皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止について、日々御尽力  
いただき深く感謝申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症に対応するための介護報酬の特例的な上乘せが  
令和3年9月末で終了したことから、同年10月から12月末までの間に衛生用品等の  
購入に要した費用を補助する標記事業を創設することとし、令和4年1月4日から1  
月31日まで、申請を受け付けることとしましたので、お知らせします。

(参考) 介護サービス事業所・施設の感染防止対策支援事業について (県HP)

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/korona/kansennbousitaisakusienn.html>

【担当】

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

長寿介護課 介護事業者係

TEL: 089-912-2432 (係直通)

E-Mail: choujukaigo@pref.ehime.lg.jp

## 令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における 介護サービス事業所・施設の感染防止対策支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 本事業は、令和3年4月8日老発 0408 第1号厚生労働省老健局長通知の別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」に基づき、介護サービス事業所・施設における感染症対策を徹底することにより、高齢者やその家族の生活を支えるために必要な介護サービスを提供する体制を構築することを目的とする。

### (事業主体)

第2条 本事業の実施主体は、愛媛県（以下、「県」という。）とする。

### (事業の内容)

第3条 本事業の内容は次に掲げるとおりとする。

#### (1) 対象となる事業所・施設

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、居宅療養管理指導事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

#### (2) 対象経費

対象となる事業所・施設における令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品（パーテーション、パルスオキシメーターに限る）の購入費用

### (その他)

第4条 県は、前条に掲げる補助事業の実施に当たっては、別に定める令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所・施設の感染防止対策支援事業費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

なお、介護報酬及び他の国補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。

### 附 則

この要綱は令和3年12月24日から施行する。

令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における  
介護サービス事業所・施設の感染防止対策支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、介護サービス事業所・施設に対し、令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所・施設の感染防止対策支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付し、感染防止対策を継続的に行うための衛生用品等の購入に必要な経費を支援する。

(補助対象者、補助対象経費及び補助率)

第2条 補助対象者、これに対する補助率及び補助上限額は、別表1のとおりとする。

介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、別表2（1）の場合は、申請書（様式1～3）に、別表2（2）の場合は、交付申請書兼請求書（様式4～6）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第4条 知事は、前条に規定する申請書又は交付申請書兼請求書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに申請者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 補助事業者の実績報告は、前条に規定する申請書又は交付申請書兼請求書の提出をもって替えるものとする。

3 第1項の交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなし、知事は申請書又は交付申請書兼請求書の提出をもって、補助事業者から補助金の請求があったものとみなし、補助金を交付するものとする。

(指導監督)

第5条 知事は、補助事業の実施に関して、補助事業者に対し、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第6条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。



- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(加算金及び延滞金)

第7条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期にまでに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(関係書類の保管)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(書類の経由等)

第9条 申請者は、別表2の区分(1)の場合は、愛媛県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）を経由して、申請書を知事に提出するものとする。

- 2 第1項の規定により申請書が国保連を経由して提出された場合には、知事は国保連を経由して補助金を交付するものとする。

(消費税等に係る税額控除の報告)

第10条 補助事業者は、第3条の申請書又は交付申請書兼請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式7）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

別表 1

補助対象経費	補助率	補助対象者 及び補助上限額
「令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所・施設の感染防止対策支援事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）第3条に規定する補助対象者に該当する愛媛県内の介護サービス事業所・施設において、令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品（パーテーション、パルスオキシメーターのみ）の購入費用。	10分の10	別添1に定めるとおり

別表 2

区分	書類の経由機関	書類の提出先 及び 提出書類
(1) 国民健康保険団体連合会の「電子請求受付システム」による申請 ※原則こちら	愛媛県国民健康保険 団体連合会	知事 補助金申請書 (様式1～3)
(2) 口座が債権譲渡されている事業所	—	知事 交付申請書兼請求書 (様式4～6)

【別添1】新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所・施設の感染防止対策支援事業(基準単価)

基準単価(単位:円、1事業所又は施設当たり)

事業所・施設の種別(※1)				(3) 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業					
事業所・施設の種別(※1)				事業所・施設の種別(※1)					
通所系	1	通常規模型	10,000 /事業所	入所施設・居住系	29	地域密着型介護老人福祉施設	定員19人以下	10,000 /施設	
	2	大規模型(I)	15,000 /事業所		30		定員20人以上	20,000 /施設	
	3	大規模型(II)	20,000 /事業所		31	介護老人保健施設	定員39人以下	30,000 /施設	
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	10,000 /事業所		32		定員40人以上 49人以下	40,000 /施設	
	5	認知症対応型通所介護事業所	10,000 /事業所		33		定員50人以上 69人以下	50,000 /施設	
	6	通常規模型	10,000 /事業所		34		定員70人以上 89人以下	60,000 /施設	
	7	通所リハビリテーション事業所	大規模型(I)		15,000 /事業所		35	定員90人以上	70,000 /施設
	8		大規模型(II)		20,000 /事業所		36	定員29人以下	30,000 /施設
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所	10,000 /事業所		37	定員30人以上 39人以下	40,000 /施設		
	10	短期入所療養介護事業所	定員20人以下		5,000 /事業所	38	定員40人以上 49人以下	50,000 /施設	
	11		定員21人以上		10,000 /事業所	39	定員50人以上 69人以下	60,000 /施設	
訪問系	12	訪問介護事業所	訪問回数1,200回以下		10,000 /事業所	40	定員70人以上	70,000 /施設	
	13		訪問回数1,201回以上 2,000回以下		15,000 /事業所	41	定員29人以下	30,000 /施設	
	14		訪問回数2,001回以上		20,000 /事業所	42	定員30人以上 39人以下	40,000 /施設	
	15	訪問入浴介護事業所	10,000 /事業所		43	介護療養型医療施設	定員40人以上 49人以下	50,000 /施設	
	16	訪問看護事業所	10,000 /事業所		44	定員50人以上 69人以下	60,000 /施設		
	17	訪問リハビリテーション事業所	5,000 /事業所		45	定員70人以上	70,000 /施設		
	18	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10,000 /事業所		46	認知症対応型共同生活介護事業所	定員14人以下	10,000 /事業所	
	19	夜間対応型訪問介護事業所	10,000 /事業所		47	定員15人以上	15,000 /事業所		
	20	居宅介護支援事業所	10,000 /事業所		48	特定施設入居者生活介護事業所	定員19人以下	10,000 /事業所	
	21	居宅療養管理指導事業所	5,000 /事業所		49		定員20人以上 39人以下	20,000 /事業所	
多機能型	22	小規模多機能型居宅介護事業所	10,000 /事業所		50		定員40人以上 59人以下	30,000 /事業所	
	23	看護小規模多機能型居宅介護事業所	10,000 /事業所		51		定員60人以上 69人以下	40,000 /事業所	
入所施設・居住系	24	介護老人福祉施設	定員39人以下		30,000 /施設		52	定員70人以上 89人以下	50,000 /事業所
	25		定員40人以上 49人以下		40,000 /施設		53	定員90人以上 99人以下	60,000 /事業所
	26		定員50人以上 69人以下		50,000 /施設	54	定員100人以上	70,000 /事業所	
	27		定員70人以上 89人以下		60,000 /施設	55	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	定員19人以下	10,000 /事業所
	28		定員90人以上		70,000 /施設	56	定員20人以上	20,000 /事業所	
対象経費			令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用						
助成額			・1事業所・施設につき基準単価まで助成することができる。 ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。						

※1 事業所・施設について、令和3年10月から12月までの間に指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により助成する。
- 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により助成する。
- 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断する。
- 訪問介護の訪問回数については、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断する。
- 短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び認知症対応型共同生活介護事業所の定員については、助成の申請時点で判断する。

※2 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

- 病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
- 介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- 訪問看護事業所
- 病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- 居宅療養管理指導事業所
- 介護療養型医療施設